



宮古島市「宿泊税」導入に関する 宿泊事業者説明会

2026年3月10日

宮古島市 観光商工課・税務課・納税課
沖縄県 観光政策課・税務課



今日の流れ

1. 宿泊税の徴収事務について（10分）
2. 宿泊税の使途について（10分）
3. システム改修補助金について（10分）
4. 質疑応答（50分）



1. 宿泊税の徴収事務について（目次）

1. 宿泊税について
2. 宿泊税の仕組み
3. 特別徴収義務者の登録等
4. 宿泊税の申告納入
5. 適正な申告納入のために
6. その他



1. 宿泊税について

宿泊税の概要

宮古島市における宿泊税の概要は、以下のとおりです。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日予定
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に1.2%（上限1,200円） ※沖縄県宿泊税0.8%（上限800円）と併せて徴収するため 計2.0%（上限2,000円）
課税免除	<ul style="list-style-type: none">・学校の教育活動に伴う宿泊（修学旅行、部活動等）・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊（地域クラブ等）・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者（納税義務者）から宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、宮古島市へ納入する方法（特別徴収）
申告・納入方法	原則、1ヶ月分ごとに申告と納入をする必要があります。 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごととする特例があります。
特別徴収義務者報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年は3.0%
税収規模試算	約5.0億円
その他	沖縄県より税導入に伴う宿泊税のシステム改修補助を予定

1. 宿泊税について

宿泊税の徴収方法

○特別徴収制度

- ・ 宿泊税の納税義務者は、宮古島市内の宿泊施設の宿泊者
- ・ 宿泊税は宿泊料金と合わせて宿泊施設で徴収され、宮古島市に申告納入されます。
- ・ この制度を「**特別徴収制度**」といいます。

○特別徴収義務者

- ・ 宿泊税の納税義務者は、**宿泊施設の経営者**

※上記以外に、「宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方」が特別徴収義務者になることがあります。

宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合
委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合等

2. 宿泊税の仕組み

課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方は（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、課税開始予定日である令和9年2月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。



- ※ 令和9年2月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。
- ※ 令和9年2月1日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
- ※ 宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

2. 宿泊税の仕組み

宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

課税対象となる宿泊の判断基準

- ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

税額

宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金に **定率2%**（上限2,000円）が課税されます。

※沖縄県宿泊税と併せて徴収する税額で説明しております。

※再掲：宮古島市税率**1.2%**（上限1,200円）、沖縄県税率**0.8%**（上限800円）となります。

※ **宿泊料金**とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金のことをいいます。

2. 宿泊税の仕組み

宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設の支払うべき金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・ 入浴代
- ・ 寝間着代
- ・ サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

以下については、宿泊料金に含まれる場合であっても控除します

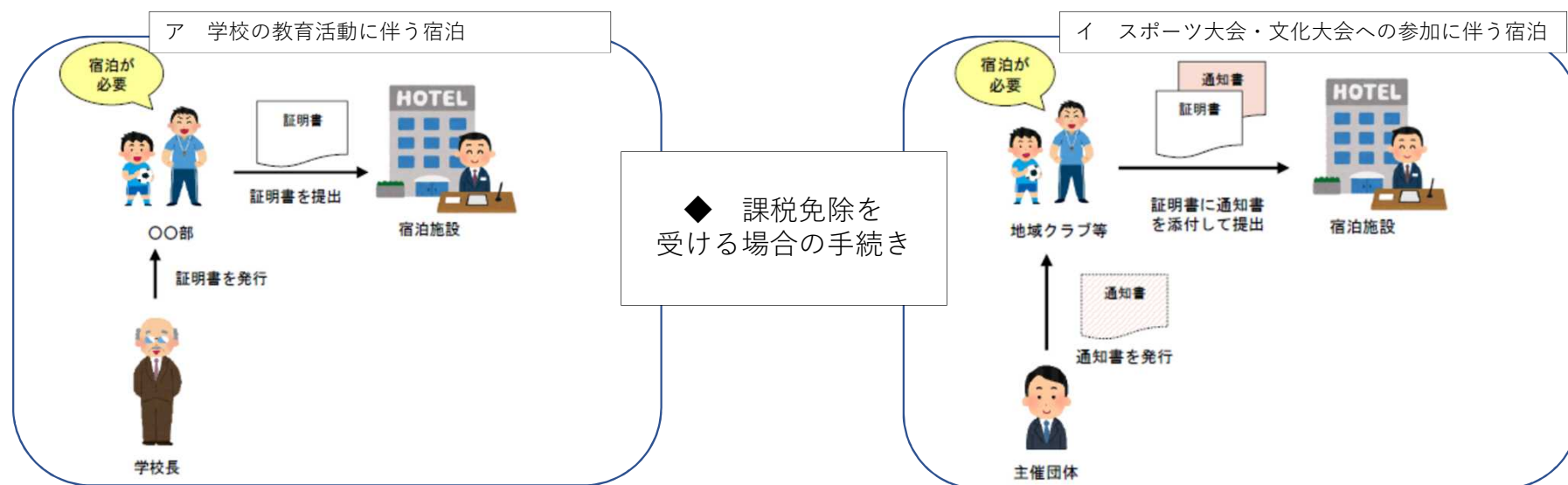
- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用等にかかる金額
- ・ 消費税、入湯税等の税・立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀
- ・ オプションとしての追加清掃代
- ・ 損害賠償金 等

2. 宿泊税の仕組み

課税免除

下記の アについては、「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することが必要です。

- 宿泊施設側で、大会の主催団体などの課税免除の要件を確認する必要はありません。
課税免除の判断は、証明書及び通知書の有無により行ってください。
- 当該証明書等は、納入申告の際の提出は不要ですが、宿泊施設において**5年間保存**をお願いします。



3. 特別徴収義務者の登録等

特別徴収義務者としての登録

宿泊事業者は令和9年1月27日までに**宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録の手続き**が必要となります。

(令和9年2月2日以降に経営を開始する場合は、開始5日前まで)

特別徴収義務者登録後、宮古島市が「**宿泊税特別徴収義務者証票**」を交付します。
フロントなど宿泊者の方から見えやすい場所に証票を掲示してください。

※システム改修費用補助金の申請に際して、登録が必要条件となります。

登録申請

証票の受領

証票の掲示

3. 特別徴収義務者の登録等

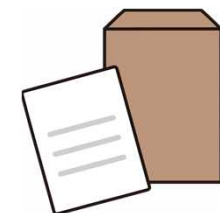
【申請時の提出書類】

登録を申請する場合、次の書類を揃えて提出してください。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	
②	法人の場合	現在登記事項証明書
	個人の場合	本人確認書類の写し（マイナンバーカード等）
③	旅館業の場合	旅館営業許可証の写し
	住宅宿泊事業の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し

（実質的な経営者が営業許可者等と異なる場合）

④	実質的経営者である旨の申立書	
⑤	経営委託契約書等の写し	



4. 宿泊税の申告納入

申告納入期限

宿泊者から徴収した宿泊税は、宮古島市へ徴収した税額を申告のうえ、その税額を納入する必要があります。

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「**宿泊税納入申告書**」に「**宿泊税月計表**」を添付のうえ、宮古島市税務課に提出してください。

併せてその税額を「**宿泊税納入書**」により納入してください。

※沖縄県宿泊税も宮古島市が一括して課税と徴収を行いますので、県宿泊税を分ける必要はありません。

申告書及び納入書は県税、市税を合わせた額を記入し、提出・納入していただきます。

→沖縄県宿泊税は、宮古島市から沖縄県に払込みをします。

4. 宿泊税の申告納入

申告納入期限の特例



特別徴収義務者の申告納入期限の手続きを軽減するため、月平均納入金額30万円以下（市県分合わせて年間納入額が360万円以下）、滞納がないことなどの要件を満たす場合は、**申請し、指定を受ける**ことにより、**申告納入期限の特例**を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、3ヶ月分をまとめた**年4回**の申告納入期限となります。

- ・ 指定後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した「指定通知書」を送付します。
- ・ 指定通知書に記載の適用開始月は、右記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

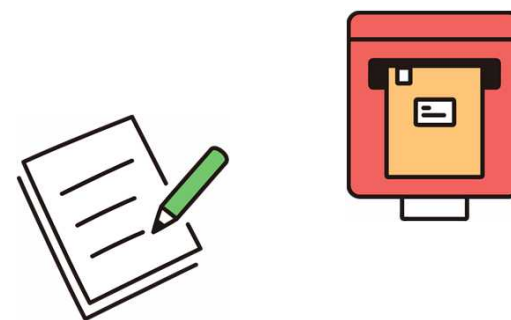
宿泊のあった月	申告納入期限	特例申請期限
3月分・4月分・5月分	6月末日	2月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日	5月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日	8月末日
12月分・1月分・2月分	3月末日	11月末日

4. 宿泊税の申告納入

申告宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書の提出方法（いずれかの方法で提出）

- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告
- ・ 市税務課への郵便または信書便で送付
- ・ 市税務課への窓口提出



【注意点】

- ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書及び月計表の提出が必要
- イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成
- ウ 申告納入期限の特例が適用されている場合、1枚の申告書に3ヶ月分の申告内容を記入する。
- エ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

5. 適正な申告納入のために

帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に保存していただくために、**帳簿**の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した**書類**を保存する必要があります。

また、電磁的記録（電子データ保存）をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

【帳簿の記載及び保存】

記載事項	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額 ※上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。
保存期間	申告納入期限の翌日から 5年間

【書類の作成及び保存】

作成要件	宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの
保存期間	申告納入期限の翌日から 5年間

6. その他

電子申告等

宿泊税に関する申告納入等の手続きについて、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」の利用を予定しています。

※eLTAX（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

※eLTAX対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「Pcdesk」（DL版又はWeb版）を利用することで電子納付が可能となります。

※具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

※詳しくは、下記サイトをご確認ください。

○ eLTAXのホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

○ eLTAXのよくある質問：<https://www.eltax.custhelp.com/>

○ PCdeskNext特設ページ（※スマホ利用不可）：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

※ eLTAX利用時間は、8時30分から24時までとなっています。





2. 宿泊税の使途について

宮古島市 観光商工課



2. 宿泊税の用途について



【宮古島市宿泊税条例 第1条】

市は、島の未来を担い、産業の発展を支え、観光客及び住民双方の満足度向上を生み出す観光振興を目指し、持続可能な観光地域づくりのための、受入れ体制の整備等の推進、良好な景観の保全・活用、地域一体となった観光産業の推進、伝統文化等の再生・高付加価値化及び持続可能な観光地域づくりに関する施策に要する費用に充てる。

基本方針

- 宮古島市観光振興ビジョン、宮古島市観光振興基本計画に基づく施策に充当
- 持続可能な観光地域づくりに資する施策に充当
- 既存事業への予算充当ではなく、新規事業や拡充事業に充当

2. 宿泊税の用途について



以下の4つの柱を元に、用途事業の議論を行い決定します。

受入体制の充実強化

- 観光に関する危機管理、二次交通、観光関連施設整備、人材育成・確保、その他

環境及び景観の保全

- 観光地・海岸・道路の美化、清掃、除草、植栽など

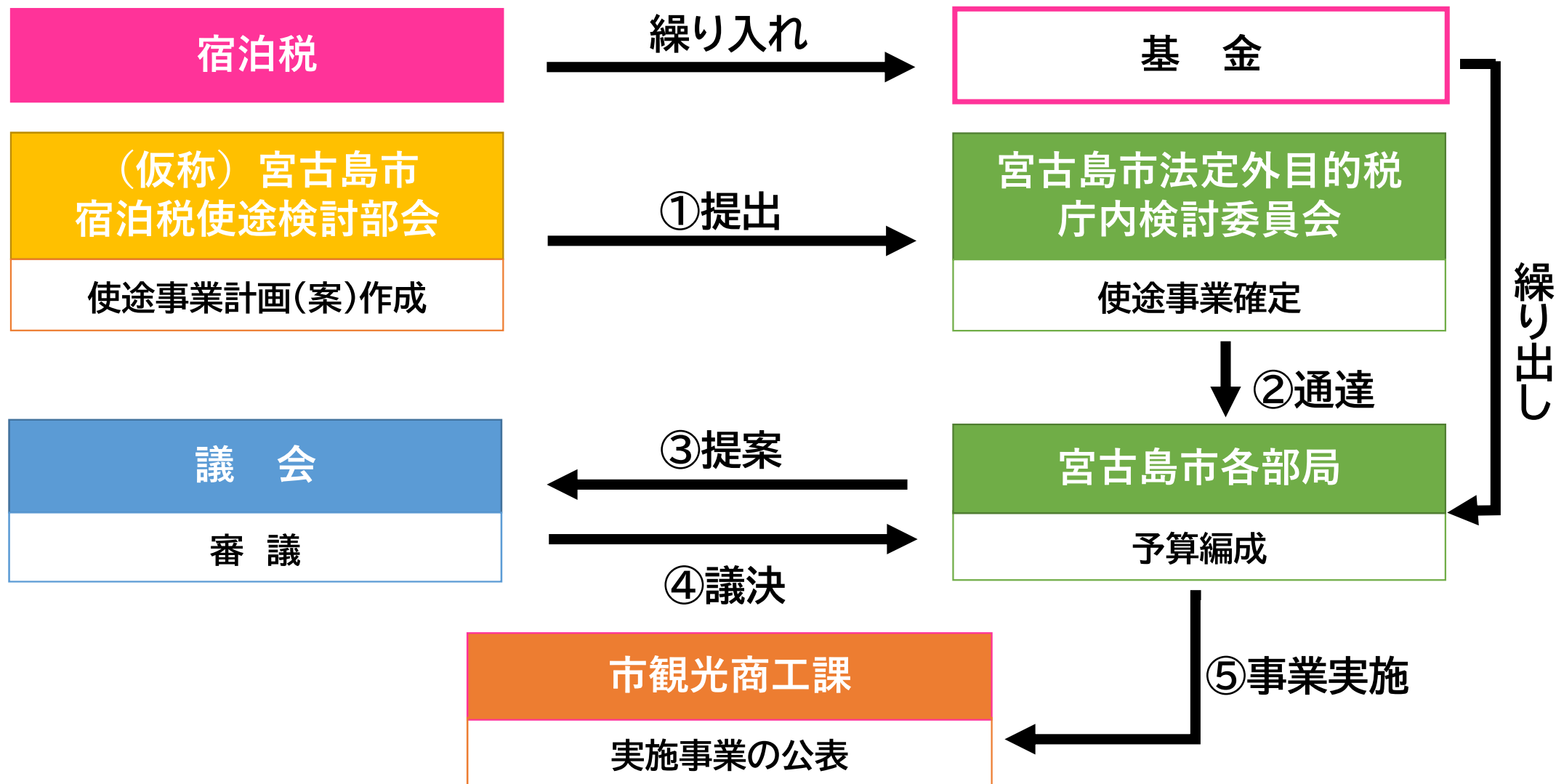
文化芸術・スポーツ振興

- 文化・芸能・歴史・史跡等を活用した高付加価値コンテンツ造成支援、スポーツ合宿支援など

持続可能な観光の推進

- 観光協会が推進するサステイナブル・ツーリズムガイドラインの普及促進など

2. 宿泊税の用途について





3. システム改修補助金について

沖縄県



沖縄県宿泊税への対応に向けた システム改修等補助金について

宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減
及び、宿泊税の円滑な導入を図るため

既存システム改修等に係る費用を支援する

ことを目的としています。

**システム改修等が必要な事業者の皆さまは、
是非、この補助金をご活用ください。**



対象者

沖縄県内に所在する宿泊施設事業者の皆さま

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修等を行う、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請している宿泊事業者。

※県税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者を除く。

本社所在地が沖縄県以外（国内・海外）でも沖縄県内に所在する宿泊施設であれば、補助対象です。

特別徴収義務者としての登録を知事等に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となりますので、**改修、支払いを終え、実績報告を行う日までに登録を完了**してください。

市町村独自の宿泊税の導入を予定している本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市に所在する宿泊施設についても補助対象です。
ただし、当該市町村長に特別徴収義務者としての登録を申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となります。

■ 補助対象の経費

補助対象 の経費

◎ 宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存システムの改修等
具体的には、宿泊税の計算、集計、領収書印字等に必要
な改修に係る経費の補助を実施します。

◎ 既存のシステムの改修、新たなシステムの構築、ハード
ウェアやソフトウェアの購入が補助対象です。

※ 宿泊税導入に伴い発生する経費分のみが対象

◎ 補助率は100%です。

◎ 標準補助上限額は1施設200万円。

■ 補助対象事例

補助対象 の事例

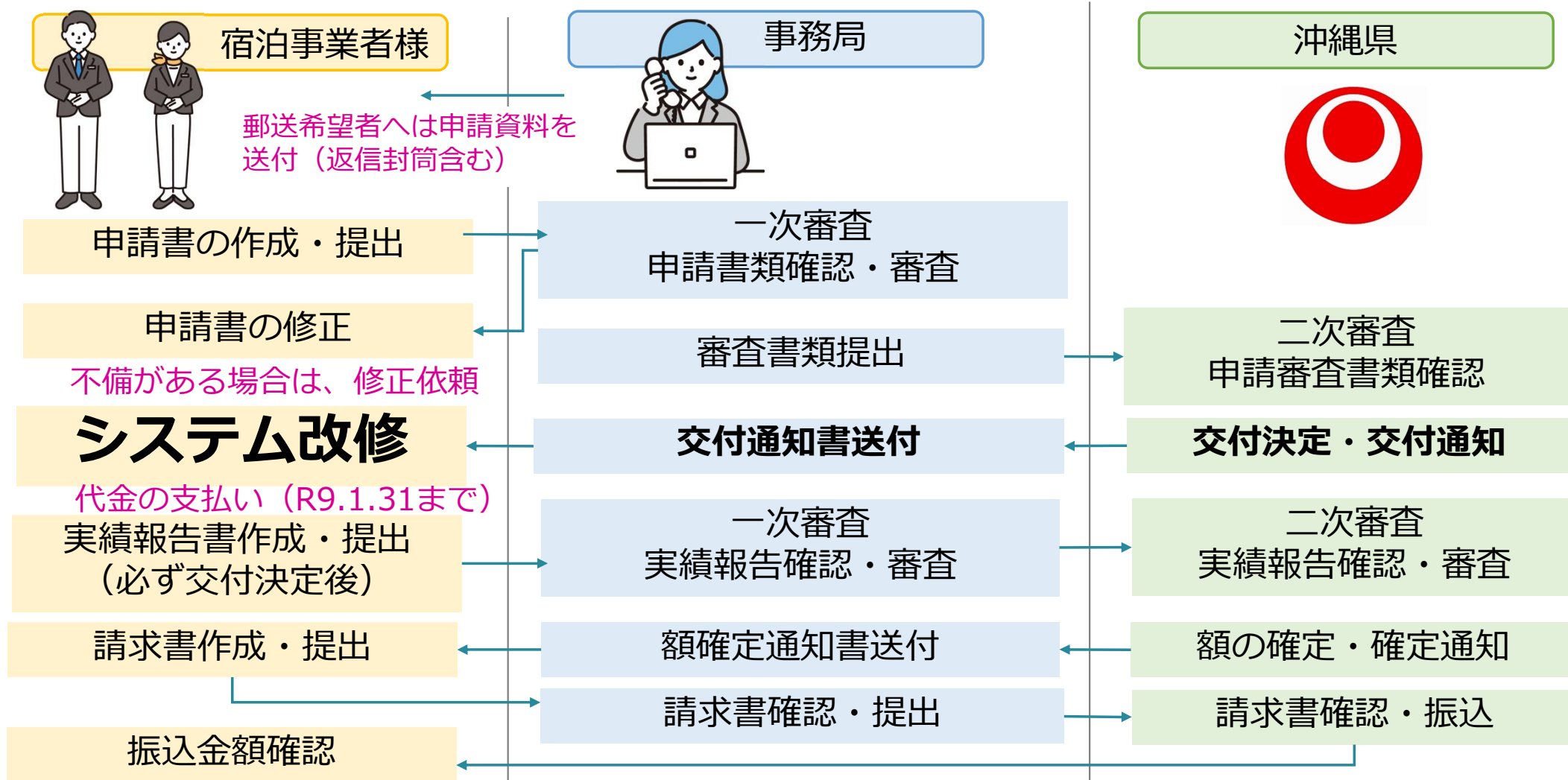
- ① 宿泊税額を算定する機能の追加
- ② 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加
- ③ 領収書に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

リースに係る月額の使用料等は
対象外です。

想定している改修等の内容が補助対象経費となるか不明な場合は、**予定している内容の分かる資料（見積・カタログ等）**をご準備の上、一度事務局へご相談ください。

自動チェックイン機等の宿泊税の徴収に必要な機能以外にも様々な機能を有している機器等に関しては、**本事業の補助金**ではそのうち、**宿泊税の徴収にかかる必要な機能の追加に要する費用について、補助対象**といたします。

■ 申請から補助金交付までの流れ



■ 申請から補助金交付までの流れ

● 申請期間：令和8年3月1日～6月末日まで

<※この期間内でシステムの改修を完了する必要はありません。補助金を受けるための申請期間となります>

**申請前に必ず
「交付要綱」等をご確認ください。**

**申請・実績報告・請求書発行まで、
電子申請を基本とします。**

*** 電子申請が難しい場合は、事務局へご相談ください。**

■ 電子申請方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

- 電子申請フォーム

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助します。

申請期間 令和8年3月1日～6月末日まで

最大の0万円の補助が出ます。申請に必要なことお伝えしますね。

宿泊施設事業者の皆さま、宿泊税への対応は検討されていますか？

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (口座登録) はこちらから 実績報告はこちらから (準備中) 請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を... 申請が困難な場合は、郵送申請も受付しております。詳しくは、事務局へお問い合わせください。

電子申請フォームへ遷移します

- ① ログイン* トップページにて申請の手順の確認や必要書類もダウンロードが可能

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 申込フォーム

はじめの方へ

News&Topics

「はじめの方へ」

申請方法について (本システムの)

1. 申請者登録

画面左上の「ログイン」から「新規利用個人情報の取扱いについて」をご一読ください。
※承認いただけない場合はお申し込み不可

代表者個人情報

お客様の個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得・利用について
お客様からお預かりした個人情報は、予め通知又は公表させていただいた目的の達成のために必要な範囲内で利用いたします。目的の範囲を超えて利用する必要がある場合は、その旨お客様にご連絡(通知)し、かつ同意をいただきます。
また、お客様から個人情報をご提供いただく場合は、その利用又は提供の目的を明らかにし、お客様の同意を得た上で取得させていただきます。なお、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、ご利用できないサービスがありますことを予めご了承ください。

2. 個人情報の利用目的について
(1) 当社が直接取得した個人情報
① 当社の契約に伴って取得した個人情報
当社および当社の受託旅行会社は、ご提供いただいた個人情報について、ア) お客様との間の連絡のため、イ) 旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配・提供のため、ウ) 旅行に関する諸手続きのため、エ) 旅行の安全管理のため、オ) 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、カ) 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、キ) 旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、ク) アンケートのお願いのため、ク) 特典等

承認する 承認しない

■ 電子申請方法について

● 電子申請フォーム

③ 基本情報の登録

申請に必要な項目を入力

* 未入力や入力不備がある場合は、アラートにてお知らせします

● 一度登録した基本情報は、紐づけが可能となっており、申請時に入力することで、**その後の変更や「実績報告」「口座登録・請求書」の際には、メールアドレス・PWのみで簡略化が可能です。**

未ログイン状態です。[WEB代理モード] (代理モード解除)

HOME

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
申込フォーム

はじめての方へ

ログイン

予約する

申請ページ

申請確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

申請者基本情報登録 新規設定

★ は必須項目です。

★ 氏名:
(例: 日本) (例: 太郎)

★ 氏名フリガナ:
(全角カタカナ) (例: ニホン) (例: タロウ)

★ E-mailアドレス:

★ E-mailアドレス(確認用):
(同じものをもう一度入力してください)

★ パスワード: (半角英数のみ)
※個人情報を守るために必要です。類推されにくい半角英数6文字以上でご記入ください。

★ パスワード(確認用):
(同じものをもう一度入力してください)

★ 団体名(商号):

★ 団体名フリガナ:
(全角カタカナ)

■ 電子申請方法について

● 電子申請フォーム

③ 基本情報の登録

県税に未納がないことが分かる書類
「沖縄県税の滞納がないこと」の証明
をアップロードください。

★ 代表者フリガナ:

★ 代表者役職:

法人番号:

申請担当者 部署:

申請担当者 電話番号:

★ 申請する施設数:

★ 県税に未納がないことが分かる書類
「沖縄県税の未納がないこと」の証明:

次の事項を確認し、承知の上で申請します。
※確認後、各項目に☑をしてください。

- 交付要綱第23条(特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約)に定める事項を承知の上、申請します。
- 交付要綱第24条(暴力団排除に関する誓約)に定める事項を承知の上、申請します。
- 沖縄県県税納付状況(税目・税額・申告の有無など納税証明書に準じた内容)及び沖縄県宿泊税条例(令和〇年沖縄県条例第〇号)第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録状況(申請の有無等)を文化観光スポーツ部観光政策課が総務部税務課又は県税事務所に照会し、情報を提供することに同意します。

[戻る](#) [確認画面へ](#)

● 承認事項を確認いただき、☑
※チェックがない場合は、申請に
進めません。

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

この画面にて、交付申請書（様式第1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

複数施設を申請する際には、施設ごとの申請となります。

「申請ページ」をクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

※申請者基本情報は、繰り返し入力の必要は、ございません。

岡部 千尋 様でログインしています

HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
申込フォーム

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

はじめの方へ

個人情報編集

ログアウト

予約する

申請ページ

申請確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

申請ページ

新規申請

(複数登録について)
申請者が複数の申請を行う場合は、再度「申請ページ」ボタンを押してご登録ください。

(注1) 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に実施計画書を作成してください。

(注2) 旅館業営業許可番号は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する宿泊施設の場合に記載してください。

(注3) 住宅宿泊事業届出番号は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する宿泊施設の場合に記載してください。

(注4) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の写しを提出する場合は、旅館業営業許可番号、住宅宿泊事業届出番号の提出は不要です。

★は必須項目です。

申請担当者名 ★	岡部 千尋
----------	-------

1. 宿泊施設の概要

施設名称 ★	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ ★	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 ★	<input type="text"/> <input type="button" value="住所を自動入力"/>
施設所在地 住所 ★	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 ★	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

この画面にて、実施計画書（様式第1-1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

※下記提出書類をアップロードいただきます

(A) 補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書等）

(B) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し

(C) (B)が登録申請前で提出できない場合は旅館業法許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号の通知又は標識の写し。

(D) 宣誓・同意書

* 法人代表者又は個人事業主の自署となります

(E) その他知事が必要と認める書類

2. 宿泊税に伴うシステム改修事業

実施期間 事業着手(予定日)日 ★	<input type="text"/>
実施期間 事業完了(予定日)日 ★	<input type="text"/>
システム名 ★	<input type="text"/>
事業内容 ※ 宿泊税の導入に伴い発生する既存のシステム改修に限ります。★	<input type="text"/>
A 宿泊税対応に向けたシステム改修事業 補助対象経費(税・手数料等除く) ★	<input type="text"/> 円
B 宿泊税対応に向けたシステム改修 補助金交付申請額(千円未満切捨て)	円 千円未満は自動切り捨てとなります
A-補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書等）	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
B-宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
C-Bが登録申請前で提出できない場合は旅館業法許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号の通知又は標識の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
D-宣誓・同意書	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類①	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類②	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類③	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

交付金入金先の口座情報の入力ください。
また、県からの交付金支払いを行うためには、
債権者登録が必要になりますので、所定の
フォーマットへ記入いただき、アップロード
ください。

※下記提出書類をアップロードいただきます

- 債権者登録申出書
- 通帳の写し

4. 口座情報登録

複数の施設を申請する際、同じ振込先の場合は1回の登録で構いません。
施設ごとに振込先が異なる場合は、施設ごとにご登録をお願いします。

銀行名	<input type="text"/>
金融機関コード(4桁)	<input type="text"/> (半角数字)
支店名	<input type="text"/>
支店コード(3桁)	<input type="text"/> (半角数字)
口座種別	<input type="text" value="▼"/>
口座番号	<input type="text"/> (半角数字)
口座名義	<input type="text"/>
口座名義フリガナ	<input type="text"/> (全角カタカナ)
債務・債権者登録申出書	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
通帳の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません



■ 交付金申請手続きの主な注意点

システム改修の開始時期は、交付決定通知日以降となります。
交付決定前に行ったシステム改修等は、原則補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、交付決定前からシステム改修等を行う必要がある場合は、一度事務局へご相談ください。

補助金対象経費になるか否かご不明の場合は、実施を予定している内容の分かる資料（見積、カタログ等）をご準備の上、一度事務局にご相談ください。内容を確認の上、ご回答いたします。

補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額を補助金として受領した場合は、重複した交付となり、返還の必要が出てまいりますので、補助金との重複受領を避けるため、消費税額を除いた金額を申請してください。

■ 電子実績報告入力方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

- 電子申請フォーム

- ① ログイン (申請時に登録したアドレス・パスワード)
* 基本情報は、申請時に入力いただいておりますので、再入力の必要はございません

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助します。

申請期間 令和8年3月1日～6月末日まで

最大200万円の補助が出ます。申請に必要なことお伝えしますね。

宿泊施設事業者の皆様、宿泊税への対応は検討されていますか？

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (〇座登録) はこちらから | **実績報告はこちらから (準備中)** | 請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を基本としておりますが、電子申請が困難な場合は、郵送申請もしております。詳しくは、事務局へお問い合わせください。

電子申請フォームへ遷移します

入力画面に移動します

未ログイン状態です。 HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム

はじめての方へ

ログイン

予約する

実績報告

予約確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定取引法に基づく表記

News&Topics

実績報告書 (様式8) の提出期限について (●/●×切)
実績報告書の提出は、令和9年●月●日 (●) までとなっております。
下記提出期限について追記しましたので、必ずご確認ください

提出期限について

(1) 実績報告書 (様式8) の提出期限について (●/●×切)
実績報告書の提出は、令和9年●月●日 (●) までとなっております。
申請者の皆様におかれましては、事業完了後、期限までに実績報告書及び関係書類のご提出をお願いいたします。(期日までに実績報告がない場合、補助金のお支払いができません。)

(2) 実績報告書の提出が期限に間に合わない場合の対応 (1/25×切)
やむを得ない事情※により、●月●日 (●) までに実績報告の提出が難しい場合は、実績報告書の提出期限の延長を個別に判断いたします。
延長を希望する場合は、必ず令和9年●月●日 (●) までに、「遅延等報告書」(様式6) をご提出ください。

※実績報告書の提出期限の延長は、「やむを得ない事情」(【例】天災や通信、交通の障害など、事業者の責めに追わない理由により遅延が生じ、必要な事業期間が確保できなかった等)がある場合に限り認められます。
※審査の結果、実績報告書の提出期限の延長が認められない場合もございますので、予めご了承ください。

(3) 「実績報告書」(様式8) 及び「遅延等報告書」(様式6) の提出方法
それぞれ提出方法が異なりますので、必ずご確認ください。

〇実績報告書の提出 (電子申請又は郵送)
▼電子申請はこちら (〇)

■ 電子実績報告入力方法について

● 電子実績報告フォーム

⑤ 実績報告内容入力

この画面にて、実績報告書（様式第8号及び8-1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

※補助金交付額は、千円未満は自動切り捨てとなります

複数施設を申請する際には、施設ごとの申請となります。

「実績報告」ボタンをクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

東海 一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除)

HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム

日本旅行

実績報告

新規予約

(注) 実績報告書には、次の関係書類を添付すること。
 (A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等
 (B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し
 (C) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し ※交付申請の際、提出していない事業者
 (D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）
 (E) その他知事が必要と認める書類

★は必須項目です。

参加者 *	東海 一子
施設名称 *	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ *	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 *	<input type="text"/>
施設所在地 住所 *	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 *	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
システム名 *	<input type="text"/>
事業内容 *	<input type="text"/>
補助事業完了年月日 *	<input type="text"/>
A 補助対象経費 *	<input type="text"/>
B 交付申請額(千円未満切り捨て)	<input type="text"/>
添付書類 *	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません

千円未満は自動切り捨てとなります

確認画面へ 戻る

■電子実績報告入力方法について

●電子申請フォーム

⑤実績報告内容入力

※下記提出書類をアップロードいただきます

(A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等

(B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し

(C) 交付申請の際、宿泊税特別徴収義務者「証票」の写しを提出していない場合は、これも添付すること。

(D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）

(E) その他知事が必要と認める書類

東海 一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除) HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

はじめての方へ

- 個人情報編集
- ログアウト

予約する

- 実績報告
- 予約確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

実績報告 新規予約

(注) 実績報告書には、次の関係書類を添付すること。
 (A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等
 (B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し
 (C) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し ※交付申請の際、提出していない事業者
 (D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）
 (E) その他知事が必要と認める書類

★は必須項目です。

参加者 *	東海 一子
施設名称 *	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ *	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 *	<input type="text"/>
施設所在地 住所 *	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 *	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
システム名 *	<input type="text"/>
事業内容 *	<input type="text"/>
補助事業完了年月日 *	<input type="text"/>
A 補助対象経費 *	<input type="text"/>
B 交付申請額(千円未満切捨て)	<input type="text"/>
添付書類 *	ファイルを選択 選択されていません

確認画面へ 戻る

■ 電子請求書入力方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

最大200万円の補助が出ます。申請に必要なことお伝えしますね。

宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助します。

宿泊施設事業者の皆さま、宿泊税への対応は検討されていますか？

申請期間 令和8年3月1日～6月末日まで

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (口座登録) はこちらから

実績報告はこちらから (準備中)

請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を基本としておりますが、電子申請が困難な場合は、郵送申請も受付しております。事務局 までお問い合わせください。

- 電子申請フォーム

- ① ログイン (申請時に登録したアドレス・パスワード)
* 基本情報は、申請時に入力いただいておりますので、再入力の必要はございません

未ログイン状態です。 HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 請求書フォーム

News&Topics

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 請求書フォームにお立ちよりいただき有難うございます。口座登録受付を開始しています

申請手順について

- 1 実績報告の登録
ログインページより、マイページへログインをお願いします。
- 2 交付通知が届きましたら、マイページより、口座登録をお願いします。
「口座登録」ボタンより登録をお願いします。
※補助金交付予定は、令和8年3月末日までに確定した補助金を支払い予定

お問い合わせ

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業事務局
(日本旅行沖縄内)
フリーダイヤル：0120-153-048
平日 10:00～17:00 (土・日・祝日除く)

はじめの方へ

ログイン

予約する

請求手続き

予約確認・変更

の取扱いについて

取引法に基づく表記

電子申請フォームへ移行します

入力画面に移行します

■ 電子請求書入力方法について

● 電子申請フォーム

⑥ 請求書内容入力

この画面にて、精算払請求書（様式第10号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

複数施設ごとに交付決定を受けた場合は、施設ごとの請求となります。

「請求手続き」ボタンをクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

東海一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除) HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
請求書フォーム

日本旅行
NIPPON TRAVEL SERVICE

はじめての方へ

個人情報編集
ログアウト

予約する

請求手続き

予約確認・変更

個人情報の取扱いについて
特定商取引法に基づく表記

新規予約


★は必須項目です。

参加者 ★	東海一子
施設名称 ★	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ ★	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 ★	<input type="text"/>
施設所在地 住所 ★	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 ★	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
確定額 ★	<input type="text"/>
概算払額 ★	<input type="text"/>
請求額 ★	<input type="text"/>

確認画面へ 戻る

■ 各種通知について

● 交付決定通知



補助金交付の重要なお知らせです。
必ずご確認ください。

交付決定通知書在中

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

【事業主管部署】
沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課


【事業事務局（委託先）】
株式会社日本旅行沖縄
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目21-1 國場ビル
フリーダイヤル：0120-153-048

交付が決定した後、「**交付決定通知書**」を郵送。

● 額確定通知

補助金額が確定後、「**補助金確定通知書**」を郵送。
ご確認ください、確定額にて、**請求書を発行**いただきます

各種通知書につきましては、
重要な書類となりますので、
必ずご確認ください、保管して
ください。



補助金交付の重要なお知らせです。
必ずご確認ください。

補助金額確定通知書在中

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

【事業主管部署】
沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

【事業事務局（委託先）】
株式会社日本旅行沖縄
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目21-1 國場ビル2階
フリーダイヤル：0120-153-048

■ 事務局へのお問い合わせ

事務局は、平日10時から17時です。
電話や問い合わせフォームからのお
問い合わせを基本といたしますが、
ご希望に応じてオンライン
(zoom) での対応も可能です。

● フリーダイヤル
0120-153-048

● 事業サイトからの
お問い合わせ



宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減
及び、宿泊税の円滑な徴収を図るため

既存システム改修等に係る費用を支援する
ことを目的としています。

宿泊税についてはこちら

補助金の内容

宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減及び、宿泊
税の円滑な徴収を図るため既存システム改修等に係る費用
を支援することを目的としています。

対象者

沖縄県内に所在する宿泊施設事業者の皆さま

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修等を行う、宿泊税の特別徴収義
務者としての登録を申請している宿泊事業者。

※県税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者を除
く。

補助対象の経費

◎宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存システムの改修等
に係る費用を支援し、宿泊税の円滑な徴収を図るため必

補助対象の事例

- ① 宿泊税額を算定する機能の追加
- ② 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追
加
- ③ 領収書に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付要綱ダウンロード

ご不明点は、FAQをご確認いただくか、事務局へ電話または、下記よりお
問い合わせください。

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事
務局（日本旅行沖縄内）

フリーダイヤル：0120-153-048

平日 10:00～17:00（土・日・祝日除く）

[お問い合わせフォームはこちら](#)

※オンラインでのご相談も受け付けております

ご不明点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。



4. 質疑応答

